

○石垣市赤瓦等助成金交付規程

平成4年6月30日

訓令第7号

改正 平成13年2月9日訓令第1号

平成25年4月1日訓令第3—2号

令和2年3月27日訓令第6号

(目的)

第1条 景観形成に資するため、この規程に定めるところにより、予算の範囲内において赤瓦等の設置に要する経費について、赤瓦等助成金(以下「助成金」という。)を交付する。

(助成の対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、現に石垣市に居住する市民で、建築物に赤瓦の新設若しくは既存家屋の葺き替え又は漆喰の塗替え等をしようとする者とする。

2 同一の助成対象者が本助成金の交付申請及び本助成金の受け取りができる回数は、当該年度において1回までとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(令2訓令6・追加)

(赤瓦設置又は漆喰の塗替え等の交付申請)

第3条 赤瓦設置又は漆喰の塗替え等の助成金の交付を受けようとする者は、赤瓦等助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 建築確認通知書の写し(新築の建築物のみ必要)
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 屋根伏図及び立面図
- (4) 現況写真(2方向以上)
- (5) 設置等に要する費用の見積書
- (6) 申請者の住民票及び義務履行証明書等
- (7) その他市長が必要と認める書類

(令2訓令6・一部改正)

(赤瓦設置又は漆喰の塗替え等以外の施設の交付申請)

第4条 赤瓦以外の施設について助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。ただし、前条の申請と併せて提出する者は、第4号の添付について省略するものとする。

- (1) 設置場所の位置図
- (2) 現況写真(2方向以上)

- (3) 設置に要する費用の見積書
- (4) 申請者の住民票及び義務履行証明書等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(令2訓令6・一部改正)

(交付決定等)

第5条 市長は、前2条の申請を受理したときは、審査を行い、適当と認めるものに対し予算の範囲内において交付を決定し、当該申請者に通知する(第3号様式)ものとする。

2 市長は、前項の決定に際し必要な条件を付することができる。

3 市長は、交付決定した場合であっても次に掲げる事項について、その決定を取り消すことができる。

- (1) 事業内容が変更された場合
- (2) 事業が中止又は廃止された場合

(平25訓令3—2・全改)

(実績報告)

第6条 助成金の交付決定を受けた者は、助成金の交付決定を受けた年度の3月20日までに助成事業実績報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類等を添付するものとする。

- (1) 赤瓦等の設置に要した経費の支払い領収書の写し
- (2) 施工状況を示す写真及び完成写真(2方向以上)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(平25訓令3—2・一部改正)

(助成金の確定通知)

第7条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、申請者に通知する(第5号様式)ものとする。

(平25訓令3—2・追加)

(決定の取消し)

第8条 市長は、次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 申請者が、助成事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (2) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がな

くなった場合

- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 前項に規定する助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利14.6%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(平25訓令3—2・追加)

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平25訓令3—2・旧第7条繰下)

附 則

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成13年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の石垣市赤瓦等助成金交付規程の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成25年訓令第3—2号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(令和2年訓令第6号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前に石垣市赤瓦等助成金交付規程の規定に基づきなされた申請その他提出書類等については、なお従前の例による。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

石垣市長 様

住 所

氏 名 印

連絡先

赤瓦等助成金交付申請書

下記のとおり赤瓦の新設及び既存家屋の葺き替え又は漆喰の塗替え等をしたいので、  
助成金を交付して下さいよう申請します。

記

1 設置場所 石垣市 番地

2 事業概要 工事種別(新築・増築・改築)

建築面積 (  $\text{m}^2$  )

瓦葺き面積 (  $\text{m}^2$  )

漆喰の塗替え面積 (  $\text{m}^2$  )

3 助成事業に要する経費 \_\_\_\_\_ 円

(注) 事業概要は、項目に応じて記載して下さい。

第 2 号様式(第 4 条関係)

年 月 日

石垣市長 様

住 所

氏 名 印

連絡先

助成金交付申請書

下記のとおり助成を得たいので、助成金を交付して下さいよう申請します。

記

1 設置場所 石垣市 番地

2 助成を受ける事業の内容

ア 石垣設置工事

(延長 m 高さ m)

イ 生け垣設置工事

(延長 m 樹種 )

ウ 高架水槽遮蔽設備設置工事

(使用素材 )

3 助成事業に要する経費 \_\_\_\_\_ 円

(注) 事業内容は、項目に応じて記載して下さい。

第3号様式(第5条関係)

石垣市指令第 号

住 所

氏 名 様

年 月 日付で申請のあった助成金交付申請について、下記のとおり  
交付することを決定します。

年 月 日

石垣市長 印

記

1 助成金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付による交付申請書記載  
のとおりとする。

2 助成事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりとする。

助成事業に要する経費 \_\_\_\_\_ 円

助成金の額 \_\_\_\_\_ 円

3 助成条件

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

石垣市長 様

住 所

氏 名 印

連絡先

### 助成事業実績報告書

下記のとおり助成事業を実施したので、石垣市赤瓦等助成金交付規程第6条の規定により、その実績を報告します。

### 記

1 設置場所 石垣市 番地

2 事業の内容 助成金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付による  
交付申請書記載のとおりとする。

3 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

第5号様式(第7条関係)

石垣市指令第 号

住 所

氏 名 様

年 月 日付で報告のあった助成事業実績報告書について、下記のとおり確定します。

年 月 日

石垣市長 印

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 確定金額 \_\_\_\_\_ 円

第1号様式(第3条関係)

(平25訓令3—2・全改)

第2号様式(第4条関係)

(平25訓令3—2・全改)

第3号様式(第5条関係)

(平25訓令3—2・全改)

第4号様式(第6条関係)

(平25訓令3—2・全改)

第5号様式(第7条関係)

(平25訓令3—2・追加)